

# マレーシアにおけるサービス産業分野への 会社設立・出店手続きの手順書

2018年3月作成

日本貿易振興機構(ジェトロ)

クアラルンプール事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)クアラルンプール事務所が現地法律事務所 Soo & Co. ADVOCATES & SOLICITORS に作成委託し、2018年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Soo & Co. ADVOCATES & SOLICITORS は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Soo & Co. ADVOCATES & SOLICITORS が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・クアラルンプール事務所  
E-mail：MAK@jetro.go.jp

**JETRO**

## 本解説書について

このマニュアルでは自動車・バイク・自転車レンタル、高齢者向け介護医療サービス、ショッピング・モールや店舗の設計デザイン、オークション・中古販売（衣料、一般消費財、本、電化製品）、タイヤやオイル交換などの自動車修理関連、建設機材のレンタル、不動産の仲介、越境型ECモデル、日本から提供するオンラインサービス等の事業者向けの許認可について解説しています。

また、ここ最近、日系企業の間で急激に関心が高まってきている、テイクアウト、小売、美容サロン、教育（塾）、フィットネス&スポーツ教室などの事業については、以下の情報を参照ください。

「拡大するASEAN市場へのサービス業進出 — 地域横断的な視点からサービス業進出・拡大の方策を探る—(2017年9月 ジェトロ)」

(<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/111ae1b02e810d00.html>)

日本貿易振興機構（JETRO）クアラルンプール事務所

## 目次

はじめに	・・・ 1
自動車、二輪自動車、二輪自転車レンタル事業	・・・ 8
高齢者介護医療サービス	・・・ 11
店舗の設計デザイン	・・・ 16
オークション・中古販売（衣料、一般消費財、本、電化製品）	・・・ 23
タイヤ・オイル交換を含む自動車修理事業	・・・ 26
建築機材レンタル事業	・・・ 28
不動産仲介事業	・・・ 33
<u>越境 EC（ネットショップ）を扱う日系企業向けのライセンスと法規</u>	
デジタル自由貿易特区を活用した越境 EC 事業	・・・ 37
越境 EC 委託販売モデル	・・・ 42
<u>日本法人として日本からネットでサービス事業を行う場合の認加制度、法規制</u>	
語学教育サービス（オンライン授業）事業者	・・・ 45
海外パッケージ旅行販売事業	・・・ 45
ゲームソフトの販売事業	・・・ 45
音楽・映像の有料配信事業	・・・ 45

## はじめに

本マニュアルで解説しているサービス産業分野の多くにおいて、外資参入規制、フランチャイズ規制、事業許可、店舗設立規制、外国人労働者規制および駐在員規制が共通していることから、それらをここに記載し、後に続く各サービス産業分野に関する解説における引用元とする。

項目	説明	詳細、関連法、追記等
<p>・外資参入規制</p>	<p><b><u>現地法人設立登記に関する規定</u></b> マレーシアで事業を行う外国資本企業は、会社法 2016 に基づき、Companies Commission of Malaysia (マレーシア法人登録局) (以下、CCM) に現地企業との合弁企業、あるいは、外資企業として登録する必要がある。</p> <p><b><u>現地法人企業の設立規定</u></b> (a) 非公開会社 (Sdn. Bhd.): 最低 1 人以上のマレーシア国内に住所を持つ取締役と、最低 1 人以上の発起人が必要。 (b) 公開会社 (Bhd.): 最低 2 人以上のマレーシア国内に住所を持つ取締役と、最低 1 人以上の発起人が必要。</p>	<p><b><u>会社登記に関する申請手続きについて</u></b> 会社法 2016 の法定規則第 14 条 1 項に基づき申請を行う。</p> <p><b><u>手続き</u></b> 1. CCM のオンラインシステムを通じて、法人登記名の使用適合性の有無を確認する。 2. 必要な書類を CCM に提出。 3. 申請書類には以下の書面が含まれる。 (1) 法遵守誓約書の承諾書 (2) 親会社や関連会社からの同意書と取締役個人の履歴書</p> <p><b><u>費用</u></b> 株式発行費用マレーシア・リングgit (以下、RM) 1,000 株式保証費用 RM3,000</p> <p><b><u>申請後</u></b> 申請後 30 日以内に法人秘書事務所を選定する必要がある。法人秘書事務所は、CCM に登録しており、正規の運営許可書を有するものに限る。</p>

	<p><b>外資法人登記</b></p> <p><u>会社法 2016 における外国資本法人義務について</u></p> <p>第 563 項目：マレーシア国内での代理人の任命</p> <p>第 565 項目：外国資本法人名の明記と登記住所は、登録事務所およびマレーシア国内のどの場所でも、必ず建物の外側に表示する。</p> <p>第 566 項目：外国資本法人の登録事務所はマレーシア国内に限る。</p> <p>第 567 項目，第 574 項目，第 575 項目，第 576 項目：維持管理条項</p>	<p><b>外国資本法人の登録について</b></p> <p>会社法 2016 第 562 項 1 条に基づいた申請には、マレーシア国内の代理人による外国資本法人発行の同意書を提出する必要がある。</p> <p><u>手続き</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. CCM のオンラインシステムを通じて、法人登記名の使用適合性の有無を確認する。</li> <li>2. 30 日以内に法人登記名が承認されたら、すべての必要書類を CCM に提出する。</li> <li>3. 追加申請書類は以下の書類が含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 認証を得た法人登記書または外国法人登記証明書のコピー、会社の定款またはそれと同等のもの</li> <li>(2) 法人登記名の正当性を証明する CCM からの E メールのコピー (CCM オンラインシステムを通じて、法人登記名の使用適合性を確認した際の法人名登録の予約や申請、承認に関する E メール)</li> <li>(3) マレー語と英語以外の言語での証明書には、翻訳証明が必要。</li> </ol> </li> </ol> <p><u>登録費用</u></p> <p>未登記で新規での外国資本の資本金株式の発行費用は、一律 RM7 万が必要。</p> <p><u>維持管理</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年次報告書の申告（毎年）</li> <li>2. 損益表の申告（毎年）</li> <li>3. 会計書類の変更や訂正の申告</li> </ol>
--	---	---

<p>・フランチャイズ規制</p>	<p><b>現地法人会社</b> マレーシア国内における外国資本のすべてのフランチャイズおよび海外支店は、会社法 2016 に沿って登録する必要がある。</p> <p><b>フランチャイズ法 1989 におけるフランチャイズ登録事項</b></p> <p><b>第 6 項目 フランチャイザー登録</b> フランチャイズ権利を第三者に販売する場合、フランチャイザー側は事前にフランチャイズ登録を行う必要がある。</p> <p><b>第 6A 項目 外資系フランチャイザーのフランチャイズ登録</b> 外国資本とのフランチャイズ契約を行ったフランチャイジーは、登録者として、フランチャイズ登録申請ができる。</p> <p><b>第 6B 項 フランチャイジー登録</b> 現地フランチャイザーおよび現地のマスターフランチャイジーとフランチャイズ契約を結んだフランチャイジーは、フランチャイズの登録申請ができる。</p> <p><b>第 53 項目 マレーシア人以外へのフランチャイズ販売に対する登録者証明</b> マレーシア人以外にフランチャイズを販売するフランチャイザーは、フランチャイズ登録承認証明書が必要。なお、フランチャイズの申請登録はフランチャイズ登録所 (MDTCC: Ministry Of Domestic Trade, Co-Operatives and Consumerism)を通して行われる。</p> <p><b>第 54 項目 マレーシアでの外国人によるフランチャイズ販売</b> 外国人がマレーシアでフランチャイズを販売、あるいは、マレーシ</p>	<p><b>申請登録に必要な書類</b></p> <p><b>第 6 項 登録</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. BAF 1(フランチャイズ登録用のフォーム 1)</li> <li>2. BAF 2(フランチャイズ登録用のフォーム 2)</li> <li>3. フランチャイズ契約書のサンプル (英語とマレー語)</li> <li>4. オペレーションのマニュアルのコピー (英語とマレー語)</li> <li>5. トレーニング・マニュアルのコピー (英語とマレー語)</li> <li>6. 直近 3 年のフランチャイズ事業の会計報告書</li> <li>7. 5 年分のキャッシュフロー計画書</li> <li>8. 最低半年以上開店済みで、モデルとなる店舗の写真</li> <li>9. 法人登録書 (会社法 2016 第 17, 76, 78, 46, 567(1), 58) のコピー、あるいは認証を得たビジネス許可登録書のコピー</li> <li>10. CCM に登録されている会社概要およびビジネス概要 (プロフィール)</li> <li>11. 商取引書類、資格書のコピー</li> <li>12. 企業のパンフレット</li> <li>13. 法人の年次報告書</li> <li>14. 取締役の破産記録証明</li> <li>15. 店舗数とそれらの事業開始日と閉店日の記録</li> <li>16. フランチャイズ初期費用</li> <li>17. モデル店舗での年間会計報告書</li> <li>18. 初期費用の内訳 (設備費、改装費、備品、など)</li> <li>19. 追加費用の内訳 (ロイヤリティ、広告費、など)</li> </ol> <p><b>第 54 項 登録</b> 合意書、法人登記証明書のコピー、商標登録証明、パンフレット、店舗写真</p>
-------------------	---	---

<p>・事業許可</p>	<p>ア人への販売を行おうとする場合、申請が必要。</p> <p><b>フランチャイズ申請と登録</b></p> <p>MDTCC (国内取引・協同組合・消費者省) にて、フランチャイジーおよびフランチャイザーは、フランチャイズ法第7項に基づき、フランチャイズ登録が必要。申請登録は、MyFex オンラインシステムを通じて行うことも可能。</p> <p>MyFex : <a href="https://myfex.kpdnkk.gov.my/">https://myfex.kpdnkk.gov.my/</a></p> <p><b>最低資本金</b></p> <p>業種の業態や株主構成により最低資本金の設定額が定められているなかで、それぞれのメリットを考えた上で決定する。</p> <p><b>年次報告書</b></p> <p>フランチャイザーは登録日から 30 日以内に、MDTCC へ年次報告書の提出が必要。</p> <p><b>ライセンス契約の必要事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人登記</li> <li>・ 法人税登録</li> <li>・ 雇用者、従業員の税登録</li> <li>・ 社会保障</li> <li>・ 人材活用基金</li> <li>・ 年金基金</li> <li>・ 看板許可</li> <li>・ ビジネス使用許可</li> </ul>	<p><b>年次報告書の提出</b></p> <p>BAF6 (フランチャイズ法のフォーム 6) と下記書類を提出。</p> <p>(a) 法人直営店、現地フランチャイジー店、海外フランチャイジー店の電話番号、店舗名、住所</p> <p>(b) 年商</p> <p>(c) 最新の企業公開資料 (企業パンフレット)</p> <p>(d) 最新の会計報告書</p> <p>(注意) レポート資料には、会社の印とサインが必要。</p>
--------------	--	---





	<p><b>外国人駐在員</b></p> <p><u>雇用パス (Employment Pass) 取得要件</u></p> <p>雇用パス取得における最低必須要件は右記参照のこと。サービス業の場合は、入国管理局の外国人サービス部門 (Expatriate Service Division : ESD) が認可を行い、雇用パスを発行するものと思います。</p> <p><u>雇用パスの取得について</u></p> <p>長期間就労する外国人駐在員は、入国管理局の外国人サービス部門 (ESD) から発行される雇用パス (Employment Pass) をとる必要がある。申請に関しては、駐在員サービス局 (Expatriate Service Division) (以下、「ESD」という。) のポータルサイトを通じて行う。雇用パスは三つのカテゴリーに分類される (右記参照)。</p> <p><u>申請書類等</u></p> <p>以下リンクの ESD オンライン・ガイドブックを参照のこと。  <a href="http://esd.imi.gov.my/portal/pdf/esdguidebook.pdf">http://esd.imi.gov.my/portal/pdf/esdguidebook.pdf</a></p>	<p><u>雇用パス取得における最低必須要件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 4年制学位およびそれ以上の学歴を保有し、かつ、3年以上の関連職務経験を有する者。</li> <li>2. 専門士の資格を保有し、かつ5年以上の関連職務経験を有する者。</li> <li>3. 専門技術認定書または同等の資格を保有し、かつ7年以上の関連職務経験を有する者。</li> </ol> <p><u>株主要件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最低でも当該法人の30%以上の株式を保有しており、</li> <li>2. CCM に取締役登録をしているか、法人での重要な地位についている又は両方の要件を満たしている者。</li> </ol> <p><u>雇用パス (Employment Pass) の分類について</u></p> <p><u>カテゴリー1</u></p> <p>最低月額基本給料 : RM1 万  雇用契約期間 : 5 年まで  付随家族の滞在が可能</p> <p><u>カテゴリー2</u></p> <p>最低月額基本給料 : RM5,000~9,999  雇用契約期間 : 2 年まで  付随家族の滞在が可能</p> <p><u>カテゴリー3</u></p> <p>最低月額基本給料 : RM3,000~4,999  雇用契約期間 : 12 カ月まで  付随家族の滞在が不可。</p>
--	--	---

なお本レポートの作成にあたり、マレーシアにおけるサービス産業分野の管轄省庁である国内取引・協同組合・消費者省(Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism : MDTCC)(以下、「MDTCC」という。)の発行する「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン(Guidelines On Foreign Participation In The Distributive Trade Seravices Malaysia)」および各関連法令について、問い合わせのうえ確認を行った。本レポートの記載内容に関する詳細の問い合わせ、最新の情報および記載のない情報に関する問い合わせは、以下に問い合わせのうえ確認することを推奨する。

<p>外資規制について</p>	<p>MDTCC :</p> <p>(担当者) Ms Najua (電話番号) +6038882 5922</p> <p>(担当者) Ms Noorshaidah (電話番号) +6038882 5903 (E メールアドレス) <a href="mailto:noorshaidah@kpdnkk.gov.my">noorshaidah@kpdnkk.gov.my</a></p>
<p>外資規制のうちフランチャイズ規制について</p>	<p>MDTCC :</p> <p>(担当者) Mr Zaidi (電話番号) +603-8882 5803 (E メールアドレス) <a href="mailto:norzaidi@kpdnkk.gov.my">norzaidi@kpdnkk.gov.my</a></p>
<p>老人介護施設について</p>	<p>保健省 :</p> <p>(担当者) Ms Pn Nadia (電話番号) +603-8883 2867 (E メールアドレス) <a href="mailto:nadiaharshad@moh.gov.my">nadiaharshad@moh.gov.my</a></p>



<p>・ 事業許可</p>	<p><u>ライセンス契約の必要事項</u></p> <p>4 ページ参照。</p> <p><u>自動車および自動二輪のレンタル事業者向けライセンス取得について</u></p> <p><u>マレー半島</u></p> <p>第 16 項目：運営事業者としての資格のないものが、公共交通サービス（定義は右記参照）での自動車両の提供または、レンタル事業の運営をすることはできない旨が、国土交通法 2010 で定められている。</p>	<p><u>公共交通サービス運営事業の定義</u></p> <p>公共交通サービスにかかる車両の提供および運営に関わる者は、以下の者と定義されている。</p> <p>a) 当該車両の持ち主、もしくは、</p> <p>b) 当該車両のリース会社との正式契約のもとで、車両の維持管理および運営を行う者。</p>
---------------	--	---

<p>・店舗開店規制</p> <p>・外国人労働者規制および駐在員規制</p>	<p><u>ライセンス申請</u></p> <p>申請は、国土交通委員会（Suruhanjaya Pengangkutan Awam Darat）（以下、「SPAD」という。）およびマレーシア観光省（Ministry of Tourism, Arts and Culture）（以下、「MOTAC」という。）にて行う。以下のサイトから申請が可能。</p> <p>SPAD: <a href="http://www.spad.gov.my/contact-us/spad-regional-offices">http://www.spad.gov.my/contact-us/spad-regional-offices</a></p> <p>MOTAC : <a href="https://spip.gov.my/">https://spip.gov.my/</a></p> <p><u>ライセンス期間</u></p> <p>SPAD により認定され、最長で7年間となっている。</p> <p><u>サバ・サラワク・ラブアン地域</u></p> <p>商業車ライセンス委員会法 1987 に基づき、商業車ライセンス委員会より、ライセンスが認可される。</p> <p><u>地方自治体のビジネスライセンス</u></p> <p>5 ページ参照。</p> <p><u>外国人労働者</u></p> <p>5 ページ参照。</p> <p><u>外国人駐在員</u></p> <p>6 ページ参照。</p> <p><u>雇用パスの取得について</u></p> <p>6 ページ参照。</p>	
---	---	--



<p>・ 事業許可</p>	<p><u>年次報告書</u> 4 ページ参照</p> <p><u>ライセンス契約の必要事項</u> 4 ページ参照</p> <p><u>事業ライセンス条件</u> 設置または維持を承認するための申請（保健省局長 <u>(Director-General of Health)</u> による） 申請手続きは民間医療施設・サービス法 1998 第 8 項に沿って行われるものとする。</p> <p><u>運営または提供するライセンスの期間および更新</u> 更新は発行日から 2 年以内に行う。新規ライセンス時と同様に、申請と所定の手数料の支払いの完了により取得できる。なお、保険省局長からの、設立または更新を承認するレターが発行された日付から 3 年以内に申請する必要がある</p> <p><u>介護センターおよび民間老人ホームの登録</u> 1. 第 4 項ケアセンター法 1993 では、介護センターおよび老人ホームを含むすべてのケアセンターが、この法律に基づいて登録されることが規定されている。保険省局長は、所定の申請および手数料の支払いに対し、登録証明書（60 カ月間有効）を発行するものとする。 2. 民間医療施設・サービス法 1998 第 3 項では、第 12 節 (a) に基づき、許可なく民間の老人ホーム施設を設置し、ヘルスケアサービスを実施することはできないこととし、また第 19 条 (a) に基づき、許可された免許を持たない施設の運営やヘルスケアサービスの提供を認めていない。</p>	<p><u>民間ヘルスケア施設とサービス法 1998 第 8 項について</u> 申請においては、下記の情報が求められる。 ・ 総合計画（民間ヘルスケア施設の図面、配置計画、建設デザインおよびサービスを提供する人材の訓練について） ・ 組織表 ・ その他必要に応じ情報を提供する。</p> <p><u>民間ヘルスケア施設とサービス法 1998 第 14 項、15 項</u> <u>申請用紙を入手するウェブサイト(マレー語のみ)：</u> <a href="http://medicalprac.moh.gov.my/v2/uploads/Borang%201(Permohonan%20Kelulusan).pdf">http://medicalprac.moh.gov.my/v2/uploads/Borang%201(Permohonan%20Kelulusan).pdf</a> <a href="http://medicalprac.moh.gov.my/v2/uploads/Borang%203%20(Permohonan%20Lesen).pdf">http://medicalprac.moh.gov.my/v2/uploads/Borang%203%20(Permohonan%20Lesen).pdf</a></p> <p>申請は窓口または以下のウェブサイトからも可能 <a href="http://medpcs.moh.gov.my/index.php">http://medpcs.moh.gov.my/index.php</a></p>
---------------	--	---



<p>・店舗設立規制</p>	<p>注：民間高齢者医療施設およびサービス法案 2017 は、2017 年 10 月 23 日より新たな規制が検討されており、将来的に発効される可能性がある。</p> <p><b><u>ライセンス義務</u></b></p> <p>以下の内容が含まれる。</p> <p>(a) 登録または申請時に方針要綱を準備すること。</p> <p>(b) 民間の医療施設またはヘルスケアサービスを受ける患者からよせられる苦情への対策に関する計画</p> <p>(c) 治療またはサービスを必要とする者に対して、必要な救命措置を講じ、緊急処置を実施することができる状態であること。（民間医療施設・サービス法 1998 第 35,36,38 項）</p> <p><b><u>地方自治体のビジネスライセンス</u></b></p> <p>5 ページ参照</p> <p><b><u>民間ヘルスケア施設およびサービス法 1998</u></b></p> <p>ヘルスケアに携わる専門技術者には、医療従事者、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、看護師、助産師、医療アシスタント、理学療法士、作業療法士、その他の医療関連従事者、または医療、健康、歯科、医薬品およびその他の保健省の管轄下にある医療サービス提供者が含まれる。</p> <p>看護ケアのサービスは、看護の実施が認められ、登録された看護師によって、登録された医師の指示の下で提供されるものとする。<b><u>登録看護師</u></b>は、1950 年の看護師法の下で登録され、有効な研修証明書を保持している者とする。</p>	<p><b><u>民間ヘルスケア施設とサービス法 1998 第 21 項、第 22 項、ケアセンター法 1993</u></b></p> <p>第 5,6,7,10 項について</p> <p>(a) 登録されていないケアセンターの運営に携わっているか、または参加している場合は違法である。</p> <p>(b) 保険省局長が適切と思える条件を課すものとする。</p> <p>(c) 保証金として保険省局長が決定した金額の支払い義務が発生する。</p> <p>(d) 保険省局長は、登録証明書の発行において所定の手数料の支払いを求める。</p> <p><b><u>民間医療施設・サービス法 1998</u></b></p> <p>第 5,6,8,14 項について</p> <p>(a) 登録されていない施設の設立、維持、運営またはサービスは違法である。</p> <p>(b) 設立および運営に関する承認、また運営およびサービスの提供に伴うライセンスの発行には、以下のポイントが査定される。</p> <p>i. 登録された開業医が所有者であること。</p> <p>ii. 登録されている少なくとも 1 人のパートナーが、パートナーシップ上、登録医療従事者であること。 または、</p> <p>iii. 法人企業における取締役会のうち、少なくとも 1 人が登録された開業医であること。</p> <p>(c) 保険省局長は、これらを考慮した上で妥当と考えられる条件を課すものである。</p> <p>(d) 保険省局長により保証金として、決定された金額の支払義務が発生する。</p> <p>(e) 運営またはサービスを提供するためのライセンスの申請は、その施設またはサービスの提供に関する承認の発行日から 3 年以内に行われなければならない。</p>
----------------	--	--

<p>・従業員採用規制、外国人労働者規制および駐在員規制</p>	<p><b>補助者</b>は、規定により介護職を独自で遂行することはできず、この規定違反は犯罪となる。また補助者は保険省局長が定める資格、訓練および経験を有する義務がある。</p> <p><b>医療従事者の資格</b> 1971年の医療法に従って、医療従事者はマレーシア医師会（Malaysian Medical Council）（以下、「MMC」という。）に登録する必要がある。</p> <p><b>外国人看護師の資格</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Sijil Pelajaran Malaysia (SPM：高校卒業時の全国試験成績証明書)に相当する証明書を所持していること。</li> <li>2. 3年間の看護訓練を完了していること。</li> <li>3. 最低3年の臨床勤務経験が必要（年齢制限は56歳未満）。</li> <li>4. 国の看護委員会または保健省に登録されていること。</li> <li>5. 看護師の訓練は、マレーシア保健省の看護カリキュラムを最低限度満たさなければならない。</li> </ol> <p><b>外国人労働者</b> <u>許可された外国人労働者：</u> 5 ページ参照。</p> <p><u>民間医療施設・サービス法 1998 法に基づく医療従事者の資格保有を条件とし、労働が認められている。</u>雇用主は、身分証明書と徴収手数料の対象となるビジットパス（臨時雇用）を申請する必要がある。</p>	<p><b>外国の医療従事者について</b> 第 14 条(3) 医療法 1971（正規登録医療従事者）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. MMC で査定された後、大臣により承認を受けた証明書で、かつそれが適正であること。</li> <li>2. 正規登録開業医は、公共医療施設にて最低 2 年間勤務することが義務づけられている。</li> </ol> <p><b>第 16 条医療法 1971（仮登録）</b> 外国人がヘルスケアに携わる専門技術者になる為の仮登録には以下の条件が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国人医療協議会に登録されていること。</li> <li>2. マレーシアでの実習を補償の対象とする保険へ加入していること。</li> <li>3. 申請者の保証人である開業医は、MMC から発行された有効かつ最新の年間実習証明書が必要である。</li> <li>4. なお、医療法 1971 のスケジュール 2 のリストに記載されている医学の学位を取得している必要はない。</li> </ol>
----------------------------------	---	--

### 駐在員の資格

駐在員のポストに適用される最低要件は後述のとおり。

注：申請の承認は、駐在員委員会の裁量に委ねられる。

### 外国の医療従事者の雇用

1971年の医療法の下では、外国人の開業医は特定の雇用主および特定の期間だけ、マレーシアで実習を希望する外国籍を持つ者の登録ができる。

#### 第14項 (3)

マレーシアでの実習を希望する外国籍を持つ者の登録は、限られた期間、場所および実習の範囲内で承認される。この条項に基づき登録された開業医は、2年以上の公的サービス(政府が運営する病院で技術訓練をすること)を提供しなければならない。これは個人による開業を開始する前に義務付けられる「義務サービス」とされている。

#### 第16項 医療法 1971

理事会は、書面による申請により、開業医としてマレーシア国外で登録された者に対し、臨時実習証明書 (TPC : temporary practising certificate) (以下「TPC」という。)を発行することができる。TPCの期間有効は3カ月である。TPCが発行された者は登録された開業医とみなされる。

#### 第39項から44項

すべての開業医は、登録時に政府機関が運営する軍施設を含む医療機関で、3年間継続して「義務サービス」を努めなければならない。

### 外国人看護師の雇用

民間部門で働く外国人看護師は、マレーシア看護委員会 (MNB) から臨時実習証明書 (TPC) を取得する必要がある。

### 手続き

- 1.外国からの医療専門家の雇用に関しては、雇用予定先の雇用主が直接申請する。
- 2.雇用主は、マレーシア医師会 (MMC) への登録およびライセンス供与のために、MMCに申請書を提出しなければならない。
- 3.雇用主は、それぞれの駐在員の雇用証の申請準備をして、申請書を移民局に提出する。

### 看護師の手続き (雇用主によって行われる)

- 1.移民局内に設置されている、外国人駐在員の審査と認可を行う部署から、外国人看護師としての承認を得るための申請をする必要がある。
- 2.承認が得られたら、施設または医院で就業する旨をマレーシア看護委員会 (MNB) に申請する。
- 3.承認が得られたら、MNBからTPCを申請する。
- 4.必要に応じ、承認書とTPCを揃えて、高等教育省に就労許可書 (就労パス) を申請する。

<p>外資参入規制</p>	<p><b><u>現地法人設立登記に関する規定</u></b> 1 ページ参照。</p> <p><b><u>現地法人企業の設立規定</u></b> 1 ページ参照。</p> <p><b><u>設計デザイン事務所開設について</u></b> 1 ページ参照。</p> <p><b><u>株式会社の要件</u></b> 株式会社の要件は、次のとおりである。 (a) 取締役会は、取締役および専門建築家として登録されたインテリアデザイナーから構成されなければならない。 (b) 株式は上記 (a) に記載された取締役会の委員またはマレーシア建築委員会に登録されたインテリアデザイナー (後述⑥ 従業員採用規制の「インテリアデザイナーの資格」を参照) または専門建築家が単独で保有することも可能。 (c) 最低払込資本金 RM5 万を有する (d) 事業所名は、尊厳に悪影響を及ぼし得るもの、またはそのような可能性のある性質をもつものを控えるものとする。</p>	<p><b>第 27 項 E 建築法 1967</b> <b>専門建築家</b> 建築法 1967 には以下の内容が含まれている。: 第 10 条 2 に記述がある専門建築家とは以下のとおりである (a) 以下のいずれかに該当する者 1. 建築家の修士生として専門的な業務経験を持ち且つ建築法 1967 の(1)の(b)(下記参照)に基づき、マレーシア建築委員会の実施する試験に合格していること 2. Pertubuhan Arkitek Malaysia の会員であること</p> <p><b><u>専門建築家になるには(建築法 1967 の(1)の(b))</u></b> 1. 建築家修士生として委員会に登録されなければならない 2. 関連する全ての業務訓練を完了しなければならない 3. 委員会認定のパート III の専門試験に合格しなければならない</p> <p>委員会が認定する専門建築家修士生の資格は以下より確認ができる <a href="http://www.lam.gov.my/index.php/accreditation/list-of-recognised-programmes.html">http://www.lam.gov.my/index.php/accreditation/list-of-recognised-programmes.html</a> (リストはマレーシア建築委員会によって更新される。)</p>
---------------	---	--

<p>・投資利点</p> <p>・フランチャイズ規制</p>	<p>(e) 企業名は、取締役の実名または頭文字、頭字語を含むものが好ましいとされる。</p> <p><b>外資法人登記</b> 2 ページ参照。 注：取締役会は取締役に登録されたインテリアデザイナーで構成されなければならない。外国のインテリアデザイナーは、理事会に登録する前に、マレーシア建築審議会が実施した試験を受けなければならない。</p> <p>N/A：該当なし。</p> <p><b>現地法人会社</b> 3 ページ参照。</p> <p><b>フランチャイズ法 1998 におけるフランチャイズ登録事項</b> 3 ページ参照。</p> <p><b>フランチャイズ申請と登録</b> 4 ページ参照。</p> <p><b>最低資本金</b> 4 ページ参照。</p> <p><b>年次報告書</b> 4 ページ参照。</p>	<p>第 4 項(1)(ga) 建築法 1967</p>
--------------------------------	---	------------------------------

<p>・ 事業許可</p>	<p><u>ライセンス契約の必要事項</u> 4 ページ参照。</p> <p><u>必要なライセンス：WRT ライセンス</u> インテリアデザイン業は専門店のカテゴリーに分類される。（右記参照）</p> <p><u>ライセンス取得申請</u> WRT ライセンス申請手続きは MDTCC ガイドライン従って文書を提出する。 MDTCC ガイドライン： <a href="https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000323/malaysia_gaishi.pdf">https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000323/malaysia_gaishi.pdf</a></p> <p><u>ライセンス期間</u> MDTCC の判断により、1 年または 2 年の期間が与えられる。</p>	<p><u>専門店の定義</u> 一つの製品に関連する一つの主要ブランド、製品、製品ラインナップを扱う店舗。専門店は主に以下の条件で事業が許可される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) マレーシアの社会経済発展への貢献。</li> <li>b) 外国からの直接投資を生み出す。</li> <li>c) 提案された業態におけるローカルプレーヤーが存在しない。</li> <li>d) 雇用機会を創出する。</li> <li>e) 技術およびスキルの移転。</li> <li>f) 事業に独自性がある。</li> </ul>
---------------	--	---

<p>(関連情報)</p> <p>専門店以外の販売形態と定義について</p>	<p><u>ハイパーマーケット</u></p> <p>5,000 平方メートル以上の販売床面積があるセルフサービスの販売店と定義されており、食品・非食品を含む非常に広範囲にわたる消費財を、さまざまな取引サイズ、量、形態の包装で販売する。</p> <p><u>デパートメントストア</u></p> <p>一般的には一つの共通した店舗経営の下、性別、年齢またはライフスタイルによる部門別に、各種取り揃えられた広範囲にわたる消費者商品を、セルフサービスもしくはセールスアシスタントを伴って小売り販売する販売店と定義されている。さまざまな規模の販売床面積を持つ。デパートには 2,000 平方メートル未満のスーパーマーケットを含む。</p>	<p><u>ハイパーマーケットの運営条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運営開始より 3 年以内に、各店舗の陳列スペースの総在庫保管単位 (SKU) の少なくとも 30% を、ブミプトラの中小企業 (SME) の製品に割り当てる。</li> <li>2. 1,000 平方メートルの事業フロアあたり 50 台以上の駐車場を設け、各地方自治体または町協議会が定める既存の商業用駐車場に関する法律に従う。</li> <li>3. 付帯事業 (主体となる事業を補足する事業 (例: 主体となるデパートメントストアに付随する薬局、フードコート、レストラン等の事業) のためのビジネススペースを提供する。</li> <li>4. ハイパーマーケットの事業者は、安全で清潔な環境を確保する必要がある。ごみ処理、リサイクル施設など、効率的なエネルギーの使用などが求められる。</li> </ol> <p><u>デパートメントストアの運営条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運営開始より 3 年以内に、各店舗の陳列スペースの総在庫保管単位 (SKU) の少なくとも 30% を、ブミプトラの中小企業 (SME) の製品に割り当てる。</li> <li>2. 1,000 平方メートルの事業フロアあたり 50 台以上の駐車場を設け、各地方自治体または町協議会が定める既存の商業用駐車場に関する法律に従う。</li> <li>3. 付帯事業 (主体となる事業を補足する事業 (例: 主体となるデパートメントストアに付随する薬局、フードコート、レストラン等の事業) のためのビジネススペースを提供する。</li> <li>4. デパートメントストアの事業者は、安全で清潔な環境を確保する必要がある。ごみ処理、リサイクル施設など、効率的なエネルギーの使用などが求められる。</li> </ol>
--	---	---

	<p><u>スーパーストア</u></p> <p>3,000 平方メートルから 4,999 平方メートル未満の販売床面積を持つセルフサービスの販売店と定義されている。主に食品・非食品の商品を混合して含む、様々な消費財を小売り販売する。</p> <p><u>そのほかさまざまな販売形態</u></p> <p>そのほかの事業において、MDTCC はマレーシアにおける社会・経済発展への貢献度を考慮の上、判断する。</p>	<p><u>スーパーストアの運営条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運営開始より 3 年以内に、各店舗の陳列スペースの総在庫保管単位 (SKU) の少なくとも 30% を、ブミプトラの中小企業 (SME) の製品に割り当てる。</li> <li>2. スーパーストアの事業者は、安全で清潔な環境を確保する必要がある。ごみ処理、リサイクル施設など、効率的なエネルギーの使用などが求められる。</li> </ol>
--	--	--



<p>・従業員採用規制</p>	<p><b>専門店の要件・インテリアデザイン</b></p> <p>(1) 法人の登録</p> <p>(2) 個人インテリアデザイナーの登録</p> <p><b>インテリアデザイナーの資格</b></p> <p>建築家法 1967 第 27A 項に従い、マレーシア建築委員会に登録されたインテリアデザイナーでなければ、インテリアデザイン・コンサルタントサービスを提供する権利が与えられず、インテリアデザイン・コンサルタントの業務を実施することができない。</p> <p><b>マレーシア建築委員会への登録</b></p> <p>マレーシア建築委員会への申請と承認を得た上で、インテリアデザイナー、インテリアデザイナー修士生（次ページの「インテリアデザイナー修士生の定義」参照）およびインテリアデザイン・コンサルタント業務従事者（インテリアデザインに関するコンサルタント業務の従事者のこと）は、法律第 27B 条に基づき、マレーシア建築委員会に登録されなければならない。</p> <p>注：外国人はマレーシア建築委員会に登録する前に、マレーシア建築審議会が実施した試験を受けなければならない。試験を通過した者がマレーシア建築委員会に登録される。</p>	<p><b>法人の登録</b></p> <p>1.取締役会は、マレーシア建築委員会に登録された建築家またはインテリアデザイナーで構成されること。</p> <p>2.法人は最低払込資本金 RM5 万を有するものとする。</p> <p>3.株式は、取締役会メンバーのみが保有する場合と、その他マレーシア建築委員会に登録されたインテリアデザイナーまたは建築家が保有する場合がある。</p> <p>4.事務所名は、尊厳に悪影響を与える可能性のあるもの、またはそのような性質のもの、または職業上好ましくないものは避ける。</p> <p>5. 企業名は、取締役の実名または頭文字、頭字語を含むものが好ましいとされる。</p> <p>6.登録申請は、所定の登録用紙に、以下を添付する必要がある。</p> <p>(a) 覚書および定款 (M&amp;A)</p> <p>(b) 第 17 条会社法 2016 による設立証明書 (法人登録センター (ROC) により認定された原本のコピー)</p> <p>(c) 第 78 条会社法 2016 に基づく株式割当の返還証明書 (法人登録センター (ROC) により認定された原本のコピー)</p> <p>(d) 取締役の氏名および専門的な資格とステータスが表記されたレターヘッドの見本</p> <p><b>建築法 1967</b></p> <p>第 27A 項、27B 項、27C 項、27D 項</p>
-----------------	---	--

<p>・外国人労働者規制および 駐在員規制</p>	<p><b>建築家の資格</b> 注：インテリアデザイナーとは異なる。 注：建築法 1967 第 27D 項によると、第 10 条 (2) に基づいて登録された建築家、および第 7A 条に基づいて建築コンサルタント実務者として登録された者は、インテリアデザイナーコンサルタント業務従事者として登録する権利をもつ。</p> <p><b>外国人労働者</b> 5 ページ参照。</p> <p><b>外国人駐在員</b> 6 ページ参照。</p> <p><b>雇用パスの取得について</b> 6 ページ参照。</p>	<p><b>第 27C 項 (3) 建築法 1967 に基づくインテリアデザイナーの登録</b> 登録官は、所定の申請書類に基づき、委員会によって承認された者から、所定の手数料を受け取り、受領書を発行する。 有効期間：発行された年の 12 月 31 日に失効となる。</p> <p>インテリアデザイナーとは、建築法 1967 の 27D に基づき、マレーシア建築委員会に登録された以下の者とする：</p> <p>(a) インテリアデザイナー修士生として登録され、実務経験があり、委員会の試験に合格した者。</p> <p>(b) マレーシア・インテリアデザイン協会の会員メンバー、または設計技術者として専門機関の会員資格を取得しているか、委員会が同等とみなす機関に属する者。</p> <p>(c) 建築家として第 10 条 (2) に基づいて登録された者、または第 7 項 A の下で、建築コンサルティングの実務家として認められる者。</p> <p>インテリアデザイナー修士生： (a) 上記の者 (b) マレーシア建築委員会が認定する資格を保持する者。資格については以下のリストで確認ができる。 <a href="http://www.lam.gov.my/index.php/accreditation/id-programmes.html">http://www.lam.gov.my/index.php/accreditation/id-programmes.html</a> (リストはマレーシア建築委員会 によって更新される。 )</p>
-------------------------------	---	--

<p>・外資参入規制</p>          <p>・フランチャイズ規制</p>	<p><u>現地法人設立登記に関する規定</u> 1 ページ参照。</p> <p><u>現地法人企業の設立規定</u> 1 ページ参照。</p> <p><u>外資法人登記</u> 2 ページ参照。</p> <p><u>現地法人会社</u> 3 ページ参照。</p> <p><u>フランチャイズ法 1989 におけるフランチャイズ登録事項</u> 3 ページ参照。</p> <p><u>フランチャイズ申請と登録</u> 4 ページ参照。</p> <p><u>最低資本金</u> 4 ページ参照</p> <p><u>年次報告書</u> 4 ページ参照</p>	
---	---	--

<p>・ 事業許可</p> <p>・ 店舗設立規制</p>	<p><b><u>ライセンス契約の必要事項</u></b> 4 ページ参照。</p> <p><b><u>店舗形態</u></b> <b><u>専門店</u></b> 最低資本要件：店舗毎に基本 RM100 万（3 年ごとに更新） 株式に関する政策：2011 年 10 月 7 日の政府発表によれば、専門店は自由化されるべき 17 のサービス部門の一つであるとされ、MDTCC は株式所有の要件または条件を課さないとした。</p> <p><b><u>必要なライセンス：WRT ライセンス</u></b> 新品、中古品およびサービスの一般市民への販売または再販には WRT ライセンスの申請が必要。</p> <p><b><u>ライセンス取得申請</u></b> マレーシア国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）が発行する「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」に従って、WRT ライセンスの申請をする。</p> <p><b><u>ライセンス期間</u></b> MDTCC の判断により、1 年から 2 年の有効期間が与えられる。</p>	<p><b><u>営業時間</u></b> <b><u>通常の営業時間</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケダ、クランタン、トレンガヌを除くすべての州の営業時間：       <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 午前 10 時～午後 10 時（月曜日～木曜日と日曜日）</li> <li>b. 金曜日と土曜日の午前 10 時～深夜 12 時まで。</li> </ol> </li> <li>・ ケダ、クランタン、トレンガヌの営業時間：       <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 日曜日～水曜日と土曜日の午前 10 時～午後 10 時。</li> <li>b. 木曜日と金曜日の午前 10 時～深夜 12 時まで。</li> </ol> </li> <li>・ 国民の休日、祝日の前夜を含む祝祭日（午前 10 時～午後 12 時）。</li> <li>・ 主要大祭の 7 日前 - 午前 10 時～午前 12 時。</li> </ul> <p><b><u>専門店の基準</u></b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a) マレーシアの社会経済開発への貢献。</li> <li>b) 実質的な外国直接投資を生み出す。</li> <li>c) 提案された業態のローカルプレーヤーが存在しない。</li> <li>d) 雇用機会を創出する。</li> <li>e) 技術およびスキルの移転。</li> <li>f) 事業に独自性がある。</li> </ol> <p><b><u>専門店の公共との利害関係と環境について</u></b> 専門店が独立した建物で運営される場合、または事業所面積が 5,000 平方メートル以上である場合は、現地の小売業者への影響調査を実施する必要がある。 専門店事業者は、安全で清潔な環境を確保する必要がある。ごみ処理、リサイクル施設など、効率的なエネルギーの使用などが求められる。</p>
-------------------------------	---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗設立規制</li>   <li>・外国人労働者規制および駐在員規制</li> </ul>	<p><b><u>専門店</u></b>  一つの製品に関連する一つの主要ブランド/製品/製品ラインを扱う店舗。</p> <p><b><u>運営条件</u></b>  支店の追加は、MDTCC の承認を条件とし、MDTCC に申請を行う必要がある。</p> <p><b><u>地方自治体の事業ライセンス</u></b>  5 ページ参照</p> <p><b><u>外国人労働者</u></b>  5 ページ参照。</p> <p><b><u>外国人駐在員</u></b>  6 ページ参照。</p> <p><b><u>雇用パスの取得について</u></b>  6 ページ参照。</p>	
--	---	--



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可</li>   <li>・ 店舗設立規制</li>   <li>・ 外国人労働者規制および 駐在員規制</li> </ul>	<p><u>ライセンス契約の必要事項</u> 4 ページ参照。</p> <p><u>地方自治体の事業ライセンス</u> 5 ページ参照。</p> <p><u>外国人労働者</u> 5 ページ参照。</p> <p><u>外国人駐在員</u> 6 ページ参照。</p> <p><u>雇用パスの取得について</u> 6 ページ参照。</p>	
---	---	--

## 建築機材レンタル事業

<p>・外資参入規約</p>          <p>・フランチャイズ規制</p>	<p><u>現地法人設立登記に関する規定</u> 1 ページ参照。</p> <p><u>現地法人企業の設立規定</u> 1 ページ参照。</p> <p><u>外資法人登記</u> 2 ページ参照。</p> <p><u>現地法人会社</u> 3 ページ参照。</p> <p><u>フランチャイズ法 1989 におけるフランチャイズ登録事項</u> 3 ページ参照。</p> <p><u>フランチャイズ申請と登録</u> 4 ページ参照。</p> <p><u>最低資本金</u> 4 ページ参照。</p> <p><u>年次報告書</u> 4 ページ参照。</p>	
---	---	--



<p>・ 事業許可</p>	<p><u>ライセンス契約の必要事項</u> 4 ページ参照。</p> <p><u>必要なライセンス： WRT ライセンス</u> 新品、中古品およびサービスの一般市民へのレンタル・リースには卸売小売業（WRT）ライセンスの申請が必要。</p> <p><u>ライセンス取得申請</u> MDTCC が発表した「国内貿易協定の下での規制されていないサービスのサブセクターのリスト」（MDTCC）に基づく申請を行う。</p> <p><u>ライセンス期間</u> MDTCC の判断により、1 年または 2 年の期間が与えられる。</p> <p><u>フィットネス証明書（CoF）の要件</u> マレーシア労働安全衛生局（DOSH）から取得すること。</p> <p>CoF を必要とする機械： -</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) ホイスト機材（タワークレーン、移動式クレーン、デリッククレーン、物品ホイスト、乗客ホイスト、ゴンドラおよびアクセスプラットフォームフォーム）</li> <li>(b) 蒸気ボイラ</li> <li>(c) 未加圧の圧力容器</li> <li>(d) モノレール/エアーホイスト/ジブホイスト</li> <li>(e) 天井走行クレーン</li> <li>(f) 熱オイルヒーター</li> <li>(g) はさみリフト/商品リフト</li> <li>(h) オートクレーブ</li> </ul>	<p><u>工場と機械の法律第 19 条</u> 機械の運転に関連して、本法に基づいて発効した有効な身分証明書が効力を生じている場合を除いて、誰も、適性証明書が規定されている機械を操縦したり、作動させたりすることはできない。</p> <p><u>工場および機械（通知、健康診断検査）規則 1970 [P.U. (A) 43/1970] 第 10 規則 (3)</u> すべての CoF の有効期間は、通常、検査日から 15 カ月または 3 年を超えない長い期間とする。</p> <p>規則 11 売却・破棄された機械に対する CoF の有効性は、売却・破棄により終了するものとする。</p> <p><u>家具および機械（通知、健康診断検査）規則 1970 [P.U. (A) 43/1970] 規則 25</u> 所定の手数料を支払い、監督官が対象の機械が工場機械法の規定に準拠しているかを確認する検査を行なった上で CoF を発行する。</p> <p>機械所有者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規則 17 - 定期検査のための機械を準備すること。</li> <li>・ 規則 22 - 検査または助言の場に出席し、従業員のエンジニア、ドレッジ・マスター（31 ページ「ドレッジ・マスターの定義」参照）、または運転手を指導する。</li> <li>・ 規則 26 - 運転条件は機械の検査後に検査官が発行した制限に厳密に従うこと。</li> </ul>
---------------	--	---

<p>・店舗設立規制</p>	<p><u>適合証明書の発行</u> スチームボイラー、未発達の圧力容器、巻上機（手動力で駆動されるものを除く。）</p> <p><u>検査料</u> 機械の種類によっては、第 IV 部工場および機械（通知、健康および検査）規則 1970 [P.U. (A) 43/1970]。</p> <p><u>地方自治体の事業ライセンス</u> 5 ページ参照。</p>	
----------------	--	--

<p>・従業員採用規制</p>	<p><b><u>機械オペレーターのライセンス</u></b></p> <p>いかなる者も運転免許証の保有者であり、そのクラスの車両を運転することを許可された者でなければ、工事現場でいかなるクラスの車両も運転してはならない。</p> <p><u>マレーシア交通省 (JPJ) の規定により利用可能なライセンス:</u></p> <p>1) H クラス</p> <p>H クラスのライセンス保持者は、無負荷重量が 5,000 kg を超えるトラクターまたは重電動機械を運転することが可能。(BTM 5,000 kg)。</p> <p>2) I クラス</p> <p>I クラス・ライセンス保有者は、無負荷重量が 5,000 kg (BTM 5,000 kg) を超えるトラクターまたは重電動機械を運転することが可能。</p> <p>注：現在、I クラスのライセンスは、JPJ (運輸) 当局関連の建設協会が運営・管理している。</p> <p><b><u>DOSH からの能力資格証明書</u></b></p> <p>クレーンオペレーター、乗用昇降機、タワークレーンアSEMBラー、インストローラーと解体用の足場、リフトオペレーターは、DOSH による確認が必要である。</p> <p><b><u>登録義務</u></b></p> <p>タワークレーン、移動式クレーンおよびデリッククレーンオペレーターは、DOSH に登録されていなければならない。</p>	<p><b><u>第 12.0 項 建設現場における安全衛生のための公共交通機関のガイドライン (第 1 版：2007)</u></b></p> <p>労働安全衛生局 (DOSH) が作成したガイドラインは、車両のオペレーターが、公衆の安全のために遵守すべき行動を規定している。</p> <p><b><u>工場および機械法 1967 第 29 項</u></b></p> <p>特定の機械は、認証されたスタッフなしでは作動してはならない。</p> <p>(1) 全ての機械所有者は、認定を受けたエンジニア、ドレッジ・マスターまたは運転手が担当することが規定されている機械については、その資格を有するエンジニア、ドレッジ・マスターまたは運転技術者に操作させなければならない。</p> <p>(2) 認定を受けたエンジニアが操作することが規定されている機械を操作する者は、</p> <p>(a) エンジニア、ドレッジ・マスターまたは運転手としての証明書を保有すること。</p> <p>(b) 主任審査官が発行した書面による権限を有する。</p> <p>(3) この法律に基づいて発行された能力証明書を所持している者は、検査官により請求された場合には、どんな場合でも証明証を提出・提示する必要がある。</p> <p><b><u>ドレッジ・マスターの定義</u></b></p> <p>ドレッジ・マスターとは浚渫機を扱う技能証明書を取得している人物のことを指す (工場および機械法 1967 より)。</p>
-----------------	--	--

<p>・外国人労働者規制および 駐在員規制</p>	<p><u>外国人労働者</u> 5 ページ参照。</p> <p><u>外国人駐在員</u> 6 ページ参照。</p> <p><u>雇用パスの取得について</u> 6 ページ参照。</p>	
-------------------------------	--	--

<p>・外資参入規制</p>	<p><u>現地法人設立登記に関する規定</u> 1 ページ参照。</p> <p><u>現地法人企業の設立規定</u> 1 ページ参照。</p> <p><u>不動産仲介会社設立</u> 法人組織の設立において、少なくとも 2 人の取締役が、マレーシアの不動産鑑定士であり、不動産代理店が不動産仲介業者委員会 (The Board of Valuers, Appraisers, Estate Agents and Property Managers Malaysia) (以下、「BOVAEA」という) に登録されている必要がある。</p> <p><u>外資法人登記</u> 2 ページ参照。</p>	<p><u>不動産仲介業者委員会 (BOVAEA) に非登録の個人または法人が登録会社の自己株式を取得する場合 (マレーシアの不動産代理店協会より)</u> 非登録の個人または法人は、株式を所有することが許可されているが、会社の持ち株は 49%を超えないものとする。そのためには、持ち株会社が設立されなければならない。また取締役の過半数は BOVAEA に登録された人でなければならない。</p>
----------------	--	--

<p>・フランチャイズ規制</p>	<p><u>現地法人会社</u> 3 ページ参照。</p> <p><u>フランチャイズ法 1989 におけるフランチャイズ登録事項</u> 3 ページ参照。</p> <p><u>フランチャイズ申請と登録</u> 4 ページ参照。</p> <p><u>最低資本金</u> 4 ページ参照。</p> <p><u>年次報告書</u> 4 ページ参照。</p> <p><u>ライセンス契約の必要事項</u> 4 ページ参照。</p>	
<p>・店舗開設規制</p>	<p><u>地方自治体のビジネスライセンス</u> 5 ページ参照。</p> <p><u>事業所登録</u> すべての事務所は BOVAE に登録しなければならない。各事務所は、BOVAE に登録された、事務所に常駐のマネージャーによって管理される。</p>	

<p>・従業員採用規制</p>	<p><b>前提条件</b> 業務用敷地として使用されることが明確に認められた建物であること。登録されたオフィスとして、メインエントランスとは別のエントランスを有すること。なお共有のビジネスセンターまたはパーティールオフィスは、登録されたオフィスとして使用できない。</p> <p><b>専門職業賠償責任保険</b> 登録されたすべての企業は、プロフェッショナル補償保険に加入する必要がある。保証額の概算は、ビジネスの規模または売上高によって異なる。</p> <p><b>不動産代理店の資格</b> 償還者、鑑定士および不動産代理人法 1981 年法第 22b 項および 22c 項では、不動産業者として雇用される者または雇用を行う者は、正規の実業認可を受けた登録業者でなければならない。BOVAEA から、実業権限を持つ登録済みの不動産代理店だけが、この職業を実践する資格があり、不動産代理店業務を遂行する権限がある。</p> <p><b>BOVAEA への登録</b> BOVAEA に申請し、委員会で認められ、これが承認されると、登録簿第 3 部登録資格者として登録される。</p> <p><b>実施申請</b> 登録された不動産代理店は、登録代理人として業務を実施する予定の場所の BOVAEA に申請しなければならない。申請は法令第 16 条に従って行うものとする。</p>	<p><b>査定人、鑑定士、および不動産仲介業法 1981</b> 第 15 項 a、16 項、22a 項、22b 項、22c 項、22d 項および 23 項。 注：マレーシアの市民または永住者でない者は、本条が効力を生じる以前に、不動産業者として登録されていない限り、不動産代理店または仮採用不動産業者としての登録資格を有さないものとする。したがって、外国人は不動産業者になれない。</p> <p><b>査定人、鑑定人および不動産代理人法 1981 第 16 項</b> <b>権限</b> 申請後、大臣の承認を得て BOVAEA が定める手数料が受領された後、申請者は BOVAEA が定める就業権限を有するとともに、就業に関する規制条件が課せられる。なお、就業権限は発行された年の 12 月 31 日に失効する。</p>
-----------------	--	---

<p>・外国人労働者規制および 駐在員規制</p>	<p><b><u>不動産管理者の資格</u></b> 不動産管理者は不動産代理店と区別される。</p> <p><b><u>不動産取引交渉人の資格</u></b> 不動産取引交渉人（REN：Real Estate Negotiator）は、不動産代理店に雇用されている者である。不動産会社は最大 30 人の不動産取引交渉人を雇うことができる。不動産会社の雇用資格を得るために、不動産取引交渉人は以下の要件を満たさなければならない。（右記参照）</p> <p><b><u>外国人労働者</u></b> 5 ページ参照。</p> <p><b><u>外国人駐在員</u></b> 6 ページ参照。</p> <p><b><u>雇用パスの取得について</u></b> 6 ページ参照。</p>	<p><b><u>雇用の必要性</u></b></p> <p>(a) 不動産取引交渉人は不動産に関する全 2 日間の研修に参加しなければならない、参加により証明書が発行される。</p> <p>(b) 証明書により、不動産会社との雇用契約を結ぶことができる。</p> <p>(c) その後、不動産会社は BOVAEA に不動産取引交渉人の登録番号（登録タグ）を申請する。</p> <p>(d) BOVAEA は、不動産取引交渉人の証明番号を認定し、タグを発行する。その後、不動産取引交渉人は会社によって雇用されることで、売り手、家主、バイヤーおよびテナントの所有者に代わり不動産のマーケティングの業務を行うことができる。</p> <p>(e) 不動産取引交渉人として働くことを希望する外国人は、入国管理局で労働パスを得た後、BOVAEA によりその申請が検討され認められる必要がある。</p>
-------------------------------	--	---



デジタル自由貿易特区を活用した越境 EC 事業

<p>・デジタル自由貿易特区を活用したビジネスモデルについて</p> <p>・外資参入規約</p>	<p>2017年3月に設置されたデジタル自由貿易特区（Digital Free Trade Zone）（以下、「DFTZ」という。）を活用した越境 EC での販売ビジネスモデルである。DFTZ は保税倉庫（P,40 参照）のほか、受注、梱包、発送の機能を持つ。受注から受け渡し、代金回収までの一連のプロセスが集約され行われることで、マレーシア国内のみならず、ASEAN 域内においても短期間での商品の移動が実現すると期待される。</p> <p><b>現地法人設立登記に関する規定</b></p> <p>1 ページ参照。</p> <p><b>輸入規制</b></p> <p><b>1.輸入ライセンス</b> すべての商品が輸入許可を必要とするわけではないが、商品により関係省庁の輸入許可が必要な場合がある。</p> <p><b>2.輸入許可</b> 輸入許可証に加えて、一部の商品に関連省庁からの追加の輸入許可が必要である。輸入許可が必要な禁止品目や商品については、税関（輸入禁止）2017 を参照のこと。 輸入許可の確認および申請は <a href="http://www.mytradelink.gov.my">www.mytradelink.gov.my</a> からオンラインで行うことができる。</p> <p><b>3.申告</b></p> <p>(a) 輸入する課税対象品目および商品の申告。 (b) 海上または空輸で輸入された非課税品の納品前の申告は、到着後 10 日以内に行う。</p>	<p>参考:New Straits Times 2017年11月4日記事「DFTZ, an idea whose time has come」、 「Jack Ma pledges to help turn Malaysia into a regional digital powerhouse」、 DFTZ のホームページ「DFTZ Goes Live」(<a href="https://mydftz.com/dftz-goes-live/">https://mydftz.com/dftz-goes-live/</a>)</p> <p><b>輸入関連書類</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Borang Kastam1（税関用紙 No.1）の申告用紙</li> <li>2. 請求書</li> <li>3. 梱包リスト</li> <li>4. 出荷書類</li> <li>5. 船荷証券/航空貨物運送状</li> <li>6. 輸入許可証（必要に応じ）</li> <li>7. 保険（被保険者の場合）</li> </ol> <p><b>関税法 1967 第 78, 81, 82, 83, 87, 92 項</b></p>
---	--	--

(c) 鉄道または陸路によって輸入された非課税品の申告は、納品または配達前に行われるべきとされる。

(d) 商品内容は正確な品数と詳細を申告する。

(e) 複写用紙で申告書を作成する。申告書の複写は、納品の際に必要なとなる。

#### 4.輸入申請書

商品の輸入地域を税関に提出する際には、物品の種類とその省令によっては、追加の書類が必要な場合がある。

#### 5.関税

関税は通常商品が配達される前に支払う必要がある。自由貿易協定 (Free Trade Agreements) に基づき、特定の製品に特別な関税が適用される。特別な関税の適用を受けるには、原産地規則の基準を満たすことが必要である。

<p>・投資利点</p>	<p><u>マルチメディア・スーパー・コリドー (MSC) マレーシア特別優遇政策 (オプション)</u></p> <p>MSC ステータスは、ICT (情報通信技術) および ICT 促進事業のために、マレーシアデジタル経済公社 (MDEC) を通じ、マレーシア政府から企業に与えられる認証である。マルチメディア技術の開発や製品の生産およびサービスの提供を行うローカル企業および外国企業の両者に与えられる。</p> <p>MSC ステータスを有する企業は、関連する法規により、以下に記載される優遇措置を享受できる権利を与えられる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 税金の免除</li> <li>2. 外資規制の撤廃</li> <li>3. マルチメディア関連機器の輸入税免除</li> <li>4. 就労できる現地ローカル数と外国人 (日本人服含む) の条件の緩和</li> </ol> <p>MSC ステータスの確認および申請は <a href="https://www.mdec.my/msc-malaysia">https://www.mdec.my/msc-malaysia</a> で行う。</p>	
--------------	---	--

<p>・ 事業許可</p>	<p><b><u>E コマース規制</u></b></p> <p>すべてのオンラインビジネスは、マレーシア企業委員会（CCM）に登録する必要がある。外国資本の場合、マレーシアで営業するオンラインビジネス企業は、規制を遵守しなければならない。</p> <p><b><u>卸売小売貿易ライセンス（国内配送）</u></b></p> <p>新品、中古品およびサービスの一般市民への販売または再販。</p> <p><b><u>ライセンス期間</u></b></p> <p>MDTCC の判断により、1 年または 2 年の期間が与えられる。</p> <p><b><u>その他のライセンス：</u></b></p> <p>現在、国際貿易省（MITI）から取得するライセンスはない。</p> <p><b><u>税関法 1967 第 5 項に基づいた倉庫に関する税関規則 1977</u></b></p> <p>管理者の倉庫の取り扱いに応じて 3 種類のライセンスがある。</p> <p><b><u>(1) 通常の倉庫のライセンス</u></b></p> <p>会社は通常の倉庫のサービスを提供すること。承認は、倉庫をおく地方自治体に申請する。</p> <p><b><u>(2) 保税倉庫</u></b></p> <p>保税品（関税および税金が支払われていない商品）を、税関の輸入許可が下りるまでの間、関税を徴収せずに保管する保管倉庫。<u>公共保税倉庫</u>は、国際貿易のために一般市民に提供される中央保管庫のこと。</p> <p>株式政策：少なくとも 30% のブミプトラ資本を保有することが必要。承認は、ロイヤルマレーシア税関局に許可を申請する。</p>	<p><b><u>規制</u></b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.MDTCC のサービス部門が発行したマレーシアの流通貿易分野における外国資本参入に関するガイドラインに従い申請を行う。</li> <li>2.消費者保護規制（電子取引法 2012）を遵守する。</li> <li>3.マレーシアの既存のすべての法律および規制を遵守する。</li> </ol> <p><b><u>手順</u></b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.自社プラットフォームを通じた電子商取引の場合、MDTCC のサービス産業部門に申請する必要がある。</li> <li>2.第三者電子商取引サービスプロバイダーによる電子商取引については、MDTCC の国内貿易省に申請しなければならない。</li> </ol> <p><b><u>ライセンス申請前の承認事項</u></b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.危険物を保管する場合は環境省（DOE）の認証を得る。</li> <li>2.消防隊およびほかの技術機関から、適切な消火器および安全警報システムが備わっていることが確認された認証を得る。</li> <li>3. 建物が職業上安全であることを認める地方自治体からの竣工適法証明書（CCC：Certificate of Completion and Compliance）を得る。</li> </ol>
---------------	---	--

<p>・外国人労働者規制および 駐在員規制</p>	<p><u>(3) 私有保税倉庫</u> 会社および関連会社の保税品（関税および税金が支払われていない商品）を、税関の輸入許可が下りるまでの間、関税を徴収せずに保管する保管倉庫。承認は、ロイヤルマレーシア税関局に許可を申請する。</p> <p><u>外国人労働者</u> 5 ページ参照。</p> <p><u>外国人駐在員</u> 6 ページ参照。</p> <p><u>雇用パスの取得について</u> 6 ページ参照。</p>	
-------------------------------	---	--

## 越境 EC 委託販売モデル

<p>・ 委託販売モデルについて</p> <p>・ 外資参入規約</p>	<p>委託販売モデルとは、マレーシアにおいてサービスが提供されている既存の EC プラットフォームを利用し、商品を販売するモデルである。マレーシアに輸出販売する場合においても、以下のとおり輸入規制及び商標登録が必要となる。</p> <p><b>現地法人設立登記に関する規定</b></p> <p>1 ページ参照。</p> <p><b>輸入規制</b></p> <p>デジタル自由貿易特区を活用した越境 EC 事業のページを参照 (P,37)。</p> <p><b>マレーシアの商標の登録 (オプション)</b></p> <p>マレーシアの知的財産法人 (MyIPO) に登録する。</p> <p><b>登録可能な商標</b></p> <p>1976 年商標法第 10 条より、登録可能な商標 (証明商標以外の商標) について、以下の事項の少なくとも一つが含まれている必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(a) 特別または特定の方法で表明された個人、会社または会社の名称。</li><li>(b) 登録者または前任者のサイン。</li><li>(c) 創出した単数または複数の単語。</li><li>(d) 一般的な意味での地理的名称または姓名ではなく、商品またはサービスの文字または品質を直接参照できうる単語。</li><li>(e) その他の特記事項。</li></ul> <p><b>登録商標の登録期間</b></p> <p>1976 年の商標法第 32 条 - 商標の登録は、10 年間であるが、本法に従って随時更新することができる。</p>	<p><b>手続き - オンライン申告</b></p> <p>登録は <a href="http://www.myipo.gov.my/en/home/">http://www.myipo.gov.my/en/home/</a> で行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.すべての文書をデジタル形式 (GIF、TIFF、PDF または DOC) でアップロードする。</li><li>2.トレードマークの表記が GIF 形式で、サイズが 100KB 以上、120×90 ピクセルであること。</li><li>3.代理人 (エージェント) の場合は、TM1 フォームをアップロードする。</li><li>4.スキャンされた法定宣言を TIFF 形式または PDF 形式でアップロードする。</li><li>5. List of Goods DOC ファイルを準備してアップロードする。</li><li>6. <a href="http://www.myipo.gov.my/en/apply-for-trade-marks/">http://www.myipo.gov.my/en/apply-for-trade-marks/</a> で MyIPO からデジタル ID を取得する</li><li>7.デジタル ID を PC にインストールするか、2 次ストレージデバイスに保存する。 例 : USB メモリー</li><li>8.申請には、デジタル ID を添付する必要がある。</li><li>9.支払い手続きに移行。料金は料金設定スケジュールの料金を参照。</li><li>10.支払いを行う前に TM5 書式の写しを印刷して提出する。</li><li>11.申請書の提出が完了後、確認のページを印刷する。</li></ol>
--------------------------------------	---	---

<p>・ 投資利点</p> <p>・ 事業許可</p>	<p><u>商標登録の申請者</u> 25条と26条において、</p> <p>a) 使用される商標の所有者である者。 b) 商標の使用を提案する商標の所有者である者。 または、 c) 所有者による商標の譲受人。</p> <p>が登録簿にその標章を登録するために、所定の方法でMyIPOに申請することができる。</p> <p><u>マレーシアの登録商標の制限</u> マレーシアに登録されている商標は、海外では保護されていない。</p> <p><u>マルチメディア・スーパー・コリドー (MSC) マレーシア特別優遇政策 (オプション)</u> デジタル自由貿易特区を活用した越境 EC 事業のページ参照 (37 ページ)。</p> <p><u>E コマース規制</u> デジタル自由貿易特区を活用した越境 EC 事業のページ参照 (37 ページ)。</p> <p><u>必要なライセンス： WRT ライセンス</u> 新品、中古品およびサービスの最終消費のための一般市民への販売または再販は、WRT ライセンスの申請が必要。</p> <p><u>ライセンス期間</u> MDTCC の判断により、1年または2年の期間が与えられる。</p>	<p><u>規制</u></p> <p>1.MDTCC が発行する「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」に従ってビジネスの申請を行う。 2.消費者保護規制（電子取引法 2012）を遵守する。 3.ビジネスモデルに適用するように、マレーシアの既存のすべての法律および規制を遵守する。</p>
--------------------------------	---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所開設規制</li>   <li>・ 外国人労働者規制および駐在員規制</li> </ul>	<p><u>その他のライセンス：</u>  現在、国際貿易省（MITI）から取得するライセンスはない。</p> <p>販売をマレーシア国内で既に存在している店舗や事業所に、直接委託する場合は該当しない。</p> <p><u>外国人労働者</u>  5 ページ参照。</p> <p><u>外国人駐在員</u>  6 ページ参照。</p> <p><u>雇用パスの取得について</u>  6 ページ参照。</p>	
---	---	--



## 日本法人として日本からインターネットでサービス事業を行う場合の認加制度、法規制

事業所開設規制、従業員採用規制、外国人労働者規制に関する規制は、マレーシア国内に事業所を設立する場合のみ該当するため、インターネットを使用し事業が行われる以下のサービス分野についての規約はない。なお、サービスの提供の支払いに関しては、現在、中央銀行（バンク・ネガラ・マレーシア）の管轄範囲にはないことから、サービス提供の対価となる金銭の回収についてのライセンスは不要である。

### 語学教育サービス（オンライン授業）

・外資参入規約	実態事務所を伴わない、オンライン環境下でのサービスにかかる規約はない。	
---------	-------------------------------------	--

### 海外パッケージ旅行販売

・外資参入規約	実態事務所を伴わない、オンライン環境下でのサービスにかかる規約はない。	<u>実際の活動拠点を伴うイベントについて</u> 観光事業と旅行代理業 TOBTAB(Tour Operating Business and Travel Agency Business) は、オンラインビジネスの開設前に、マレーシア観光文化省（MOTAC）からライセンスを取得する必要がある。
---------	-------------------------------------	---

### ゲームソフトの販売事業

・外資参入規約	インターネットを使ったゲームソフトの販売は、規制やライセンス項目に該当しない。	
---------	---	--

### 音楽・映像の有料配信事業

・外資参入規約	インターネットを使った音楽・映像の販売は、規制やライセンス項目に該当しない。なお、マレーシアのメディアコンテンツに関する問い合わせ先は MCMC (Malaysian Communications and Multimedia Commission) 。	<u>MCMC の連絡先</u> (電話番号) +60 3 8688 8000 (Fax) +60 3 8688 1000 (E メールアドレス) <a href="mailto:scd@cmc.gov.my">scd@cmc.gov.my</a>
---------	---	---